

改正

令和3年3月25日告示第37号

沼津市建設工事に関する苦情処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨にのっとり、本市が発注する建設工事（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が130万円を超えないものを除く。）における入札及び契約の手続の苦情処理に関して必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申立て)

第2条 苦情の申立てができる者及び申立てができる案件の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市が公告した制限付き一般競争入札において、入札参加資格の確認を申請した結果、入札参加資格がないと認められた者で当該入札参加資格がないと認められたことに対し不服があるものは、当該理由についての説明を請求することができる。
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の工事種別について本市の入札参加資格を有している者で当該指名競争入札に指名されなかったことに対して不服があるものは、当該理由についての説明を請求することができる。
- (3) 随意契約において、当該契約と同一の工事種別についての建設業の許可を有する者で当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服があるものは、当該理由についての説明を請求することができる。
- (4) 市から入札参加停止の措置を受けた者で当該措置に対して不服があるものは、当該理由についての説明を請求することができる。

(苦情の申立ての方法)

第3条 前条各号に定める苦情の申立ては、それぞれ次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる申立て 別に公告に定める方法
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げる申立て 指名業者又は当該契約の相手方を公表した日の翌日から起算して5日（沼津市の休日を定める条例（平成2年条例第8号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に苦情申立書（第1号様式）による方法
- (3) 前条第4号に掲げる申立て 当該措置の通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に苦情申立書による方法

(苦情申立ての回答)

第4条 市長は、前条各号の規定による申立てがあったときは、それぞれ次に掲げる方法により回答を行うものとする。

- (1) 前条第1号の申立ての回答 別に公告で定める方法
- (2) 前条第2号及び第3号の申立ての回答 苦情の申立てを受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、回答書（第2号様式）による方法

2 市長は、前項の規定による市の回答において、再苦情の申立てを行うことができる旨を教示するものとする。

(苦情申立ての却下)

第5条 市長は、第3条の規定による申立てが、申立期間を経過したときその他明らかに申立ての要件を欠くと認められるときは、却下通知書（第3号様式）により、当該申立てを却下するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第6条 市長は、第3条の規定による苦情の申立て及び第4条の規定による市の回答を沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号）の不開示情報に該当しない範囲で閲覧により公表するものとする。

(再苦情の申立て)

第7条 第4条の規定による市の回答を受けた者は、当該回答の内容に不服があるときは、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、苦情に対する回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に再苦情申立書（第4号様式）により行うものとする。

(再苦情の処理)

第8条 市長は、前条の規定による再苦情の申立てがあったときは、速やかに沼津市入札監視委員会条例(平成27年条例第15号)の規定により設置する沼津市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。

2 市長は、委員会の答申を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、委員会の答申を踏まえ、再苦情に対する回答書(第5号様式)により回答を行うものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができる。

3 第5条及び第6条の規定は、再苦情の処理について準用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(令和3年3月25日告示第72号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

# 苦情申立書

年 月 日

（宛先）沼津市長

苦情申立者

※以下は押印省略する場合に記載すること

責任者	所属・氏名	連絡先
担当者	所属・氏名	

沼津市建設工事に関する苦情処理要綱第3条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

1 苦情申立者の住所氏名等

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話

2 苦情申立ての対象となる工事等の名称

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

# 回 答 書

年 月 日

様

沼津市長

印

年 月 日付けで申立てがあった件について、沼津市建設工事に関する苦情処理要綱第4条第1項第1号の規定により、次のとおり回答します。

- 1 苦情申立ての対象となる建設工事等の名称
- 2 苦情に対する説明

(注) この回答書による説明に不服のある場合は、この回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、再苦情申立書により市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。

# 却 下 通 知 書

年 月 日

様

沼津市長

印

年 月 日付で（再）苦情の申立てがあった件について、次のとおり却下することに決定しましたので、沼津市建設工事に関する苦情処理要綱第5条（同要綱第8条第3項において準用する場合も含む。）の規定により通知します。

1 （再）苦情申立ての対象となる建設工事等の名称

2 却下理由

- （1） 申立て要件に該当しない
- （2） 申立期間の徒過
- （3） 所定事項の書面申立てがされていない
- （4） その他

第4号様式（第7条関係）

# 再 苦 情 申 立 書

年 月 日

（宛先）沼津市長

再苦情申立者

※以下は押印省略する場合に記載すること

責任者	所属・氏名	連絡先
担当者	所属・氏名	

沼津市建設工事に関する苦情処理要綱第7条第1項の規定により、次のとおり再苦情の申立てをします。

1 再苦情申立者の住所氏名等

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話

2 再苦情申立ての対象となる工事等の名称

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

# 再苦情に対する回答書

年 月 日

様

沼津市長

印

年 月 日付けで申立てがあった再苦情の件については、沼津市建設工事に関する苦情処理要綱第8条第2項の規定により、次のとおり回答します。

## 1 再苦情申立ての対象工事

## 2 沼津市入札監視委員会の審議結果

(1) 年 月 日の審議

(2) 結果

※ア 申立てが認められなかったとき

その旨と理由

イ 申立てが認められたとき

その旨

## 3 市の措置

※申立てが認められたときに記載